

大岩町・小松原町55号線 災害対策基本法に基づく道路区間指定の 廃止について

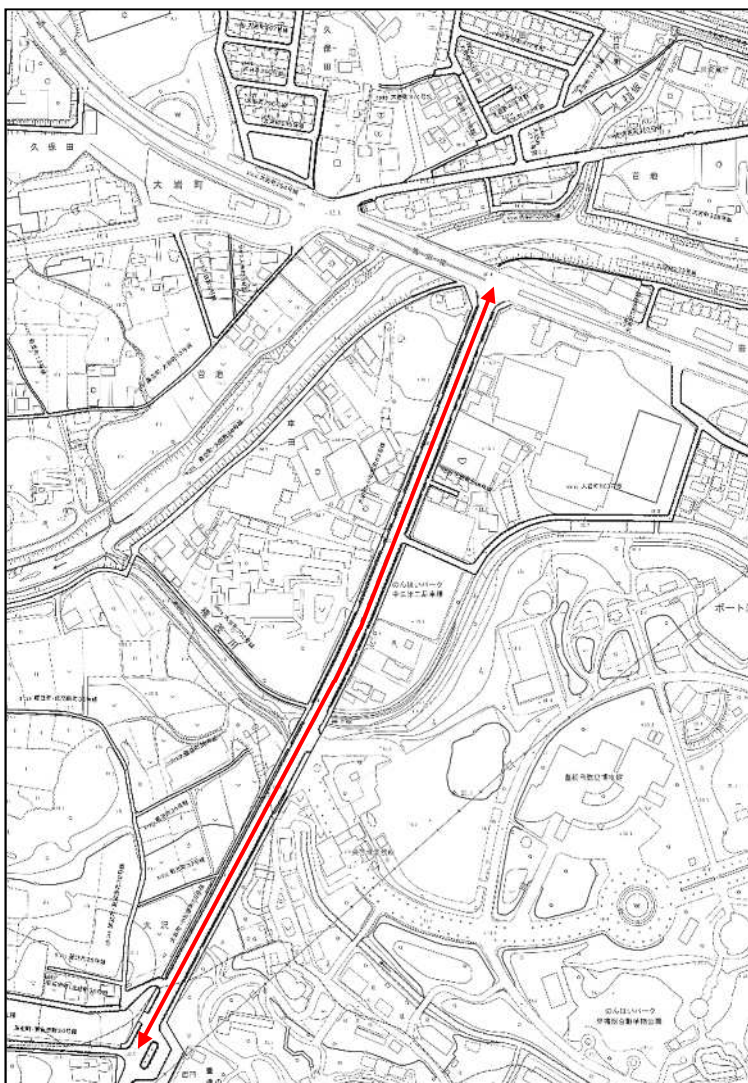
【災害対策基本法に基づく道路区間の指定の廃止について】

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき区間指定しました以下の区間について、通行の支障となる車両等の移動等の作業が終了したため、当該区間指定を廃止しました。

路線名 : 大岩町・小松原町55号線

指定廃止区間 : 豊橋市大岩町地先 動植物園入り口交差点 ~
東高田町地先 動植物公園西門前 (上下)

指定廃止時間 : 令和5年6月3日 12時00分



問合せ先 建設部土木管理課
課長補佐 杉浦
(電話 51-2504)